

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886</a>

154

極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
8 号

(外務大臣訪米用資料Ⅰ(2))

事前協議関係資料

1 共同声明抜粋案

A 案

B 案

2 事前協議の手続について

昭和44.5.17

条 約 局

秘 秋  
まで  
10部の内  
8号

共同声明被率案ノキキ

(四四・五・一六)

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極は、そのまゝ沖縄に適用され、合衆国は、同条約及びこれに関連する諸取極に基き沖縄にかいて同国軍隊による施設・区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の諸国の安全の維持は日本の重大な関心事である旨(極東の諸国の安全が関連諸国に用いた米国の行動により維持されることに関し関心を示す旨)の日本国政府の立場を表明した。総理大臣は、

特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して強いた武力攻撃に対処するため合衆国軍隊が沖縄を含む日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の前進基地として使用することにつき安全保障条約第六条の規定に基きく交換公文に定める事前協議が行なわれる場合に日本国政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立って、事態の状況に照らして決定されるものである旨を明らかにした。

秘 極  
まで  
部の内  
号

共同声明抜粋 第三号

(四四・五・一六)

總理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取扱は、そのまま沖縄に適用され、合衆国は、同条約及びこれに関連する諸取扱に基づき沖縄において同国軍隊による施設・区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。總理大臣は、日本の安全は極東に与ける國際の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の國際の安全の維持は日本の重大な関心事である旨(東京の諸國の安全が國連憲章に即した米國の行動により維持されることに深い関心を有する旨)の日本國政府の立場を表明した。總理大臣は、

特に韓國の安全が武力攻撃による侵略から保全されることが日本の安全にとって特別の重要性を有するものであるとの基本的認識を明らかにした。さらに、總理大臣は、朝鮮における最終的な平和的解決が敵対行為の再開なしに國連決議に従って實現されることを希望しつつ、万一韓國にある國連軍に対して休戦協定を侵犯した大規模な武力攻撃が発生した場合にこれに対処するため國連憲章第一四九部の下に在る合衆國軍隊が日本國(沖縄を含む)内の施設・区域を日本國から行なわれる戦闘作戦行動の基地として使用することにつき安保条約第六條の實施に関する交換公文に定める事前協議が行なわれるときは、その事前協議において日本國政府が執るべき態度は、前記の基本的認識に立つて(事態の状況に照らして)決定されるものである旨を明らかにした。

秘 極  
まで  
10 部の内  
8 号

56a-1304 土 19.4.23

事前協議の手続について

(四四・五・一六)

- 一 条約第六条の規定に基づき交換公文に定める事前協議は、安全保障協議委員会を含む適當な組織を通じて、文書により、又は、時宜によつては、口頭により行なわれる。
- 二 事前協議を受ける日本国政府の可否の決定は、内閣が行なり。
- 三 日本国政府は、前記二の決定を緊急に行なり必要のある事案に對処しうるより内閣による決定を總理大臣に委任するため所要の措置（緊急の場合の決定は總理大臣に委任する旨の内閣決定）を執る。